

## 少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(2) 新制度への移行を引き続き促進し、教育・保育の場を計画的に整備できるよう、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行及び実施に伴う都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

(3) 公定価格について、すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

(4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、適用範囲の拡大等の一層の支援措置を講じること。

(5) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、病児保育等、地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(6) 保育士の確保及び処遇改善を図るため、公定価格における処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、保育士の勤務条件の緩和や勤務形態の見直しなど、人材確保に向けた環境整備を図ること。

(7) 新制度において保育の必要性の認定事由とされた「求職活動」について、公的に証明する仕組みの構築を図ること。

また、保育給付に係る「支給認定証」の記載事項について精査し、見直しを図

ること。

(8) 児童手当について

- ① 児童手当について、支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- ② 児童手当からの特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。
- ③ 児童手当の資格認定の在り方について、見直しも含めて検討すること。
- ④ 児童手当の財源について、都市自治体が地域の実情に応じて活用できるよう検討すること。

(9) 在宅で子育てを行っている保護者に対する支援措置を講じること。

(10) 「放課後児童健全育成事業」について、質の改善や量の拡大に対応できるよう、運営や施設の整備・維持管理に係る財政措置の拡充を図ること。

あわせて、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、実施要綱で定める児童数の要件及び交付要綱で定める補助基準額等を見直すとともに、障害児受入推進事業等について更なる充実を図ること。

また、放課後児童支援員を確保するため、処遇改善を図るとともに、資格取得に必要な研修の受講要件を緩和すること。

さらに、放課後児童支援員等処遇改善等事業の国庫補助額について、算定方法を簡素化・明確化するとともに、拡充すること。

(11) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

2. 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金について、地域の実態を十分に踏まえ、対象事業の拡充を図るなど、一層の財政措置を講じること。

3. 保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

なお、「ニッポン一億総活躍プラン」にも盛り込まれている、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策については、確実に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。
- (3) 保育所等整備交付金等について、必要な財源を確保して十分な財政措置を速やかに講じるとともに、対象事業の拡充を図ること。
- (4) 認定こども園の施設整備に対する財政支援について、国の所管を一本化すること。
- (5) 保育所等における食物アレルギーや感染症等への対応に向けた都市自治体の取組みに対し、財政措置を講じること。
- (6) 「ワーク・ライフ・バランス」を推進するため、育児休業給付金制度の延長及び事業所内保育施設への財政措置の拡充を図ること。

4. 民間児童館等について、地域の実情に応じた運営が可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

#### 5. ひとり親家庭への支援施策について

- (1) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。  
さらに、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。
- (2) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。
- (3) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (4) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。

#### 6. 児童虐待防止対策について

- (1) 児童家庭相談援助について、地域の実情に応じ、専門職等の人材配置を充実させ、機能の拡大・強化を図ることにより、児童虐待等に適切に対応するため、財政措置の拡充を行うなど、必要な措置を講じること。  
また、今回の児童福祉法等の一部改正により市町村に支援機能を移行するに当たっては、自治体の規模や実情に応じて適切に対応することができるよう、専門職を含めた人員配置基準を明示するとともに、人員体制の整備に対する十分な財

政措置を講じるなど、必要な支援措置を講じること。

(2) 家庭的養護の推進のため、児童養護施設等の設備運営基準等について適切な見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。

7. すべての自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、我が国の人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化すること。

8. 放課後等デイサービスについて、制度が安定的に運営されるよう、利用者負担を含め、制度の在り方について検討すること。

9. 平成 27 年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金のうち事務費分について、交付額と実際の給付事業に要した経費の差額を交付すること。